

親子クリスマスフォトブースを  
開催しました。

弘前地域  
子育て委員会



12月11日（日）、和徳店2階集会室で、弘前地域子育て委員会が、「親子クリスマス会～クリスマス＆お正月フォトブース～」を開催しました。参加した家族は、昨年からバージョンアップしたフォトブースで、撮影を楽しみました。

また、参加した子どもはサンタさんからプレゼントをもらって帰りました。



トピックス

トピックスでは、この間の行われた取り組みの一部を掲載しています。組合員活動についての最新情報や取り組みはホームページもご覧ください。



青森市環境フェアに参加しました

青森地域  
環境委員会



12月11日（日）、ねぶたの家ワ・ラッセで開催された「青森市環境フェア」に職員と青森地域の環境委員会が参加しました。

コープあおもりのブースでは、コープあもりで取り組む、牛乳パックリサイクルや、環境に配慮した取り組みについてお伝えしました。また、家庭でのプラスチック使用を減らすことができる新聞紙バックの作り方を教えるコーナーを設置し大好評でした。ブースには、絶えず人が訪れていました。



2023年4月1日に、  
遺伝子組み換えに関する表示が改正されます。

2023年4月1日から、遺伝子組み換え食品であるか、混入の可能性があるかどうかについて、表示義務がある食品の表示が変わります。輸入した食品を原材料または加工されたものを使用するメーカーでは、4月1日からいきなりすべてを変えることは無理なので、今回の制度の改正前に表示を新しい物に変更することができするため、新制度への対応を進めてきました。

表示義務があるのはどの作物？

表示義務がある9種類と、それらを原材料にした加工品33品目です。その作物を主原料としているもののほか、粉などに加工した場合でも、それが主原料となる場合に、表示の対象となっています。

左に表示義務のある作物を表記します。

- ・大豆
- ・とうもろこし
- ・ばれいしょ
- ・なたね
- ・綿実
- ・アルファルファ
- ・てん菜
- ・パイヤ
- ・からしな

具体的にはどう変わるの？

普段、加工して食べるものがある作物と聞きなれない作物があると思います。聞きなれない作物として、例えば、アルファルファはもやしやスプラウトの原料として、綿実は綿花から綿を取った後の実で、油の原料として使われます。

今までは、意図しない混入を5%以下に抑えられている原材料について「遺伝子組換えでない」等の表示を任意ですることができました。

新しい制度では、①意図しない混入を5%以下に抑えている場合は、適切に分別生産流通管理されていることについて「分別生産流通管理済み」などの表示をすることができず、

②混入がないと認められる場合には、「遺伝子組換えでない」等の表示をすることができず、としています。

結論として、いままでもよりも遺伝子組み換え食品の表示について厳格化されました。

宅配のカatalogでは、「主原料は遺伝子組換え原料ではありません」「主原料は分別生産流通管理済み」といった制度改正に合わせた表示を使っています。